

# 建築基準法に基づく中間検査について

## 令和6年4月1日から3年間 引き続き中間検査を実施します。

安全で安心な街づくりを目指し、建築物の安全性を確保するために中間検査を引き続き実施します。

中間検査対象建築物	
1	木造（一部木造を含む。）の建築物のうち、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅で、建築する部分の延べ面積が100平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 法第18条第2項の規定による通知に係るもの (2) 市町村が建築主であるもの (3) 国又は地方公共団体が工事監理を行っているもの (4) 枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法によるもの (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受けるもの
2	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物のうち、法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が3以上のもの。ただし、1の(1)から(3)に掲げるものを除く。

中間検査を受けなければならない工程（特定工程）は、用途、規模等に応じて指定された工程の工事を終えたときとします。また、中間検査に合格しなければ、その後の工事（特定工程後の工程）に進むことはできません。

## ○ 中間検査の実施概要

一 区 域 福島市全域

二 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### 三 対象建築物

1 木造（一部木造を含む。）の建築物のうち、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅で、建築する部分の延べ面積が100平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）法第18条第2項の規定による通知に係る建築物

（2）市町村が建築主である建築物

（3）国又は地方公共団体が工事監理を行っている建築物

（4）枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法による建築物

（5）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物のうち、法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が3以上のもの。ただし、前項（1）から（3）に掲げるものを除く。

### 四 中間検査を実施する工事の工程（指定する特定工程）

構 造 別	検査を実施する工事の工程（特定工程）
木 造	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事
鉄筋コンクリート造 又は 鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事 2階の床版の配筋工事 地上部分の階数を2で除した数値（その数値に一未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた数値）に1を加えた階の床版の配筋工事
鉄骨造	基礎の配筋工事 柱及び梁の本接合ボルトの締付け工事

### 適 用

令和6年4月1日以降に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物について適用します。同日以前に確認の申請がされた建築物に係る特定工程については、令和3年3月2日付け福島市告示第76号に定めるところによります。